

新地方公会計制度財務書類について

新地方公会計制度の概要

- 「行政改革推進法」(平成18年6月)の成立を契機に、自治体の資産・債務改革の一環として、「新地方公会計制度の整備」が位置付けられた。
- 人口3万人以上の団体は、21年度までに作成し公表する努力義務

下関市の取組

- これを受けて、財務書類4表を平成21年度より公表している。
- この財務書類4表を作成することにより、下関市が所有する資産と債務が把握できるほか、住民一人当たりの現世代の負担、将来世代の負担の状況等がわかる。
- 今後も、この財務書類4表を作成することにより、経年的な財政分析が可能

財務書類 4 表の概要

○貸借対照表

- ・ 会計年度末(3月31日)時点における下関市の資産や債務に関する情報を表示
ただし、出納整理期間中(4月1日から5月31日まで)の増減を含む。
- ・ 借方(左側)の「資産の部」と、貸方(右側)の「負債の部」及び「純資産の部」で構成
- ・ 自治体がサービスを提供するために保有している財産(資産)と、その財産をどのような財源(負債・純資産)でまかなっているかを表示

[資産の部]

- ・ 行政サービスを提供するために使用する資産(有形固定資産など)を計上
- ・ 将来収入をもたらす資産(売却可能資産など)を計上

[負債の部]

- ・ 将来世代の負担となる負債(地方債、退職手当引当金など)を計上

[純資産の部]

- ・ 国や県からの補助金や、過去・現世代の負担を計上

○行政コスト計算書

- ・ 下関市が行政サービスを提供することにより生じた経費と、使用料や手数料等の受益者負担額を表示
- ・ 横軸の 行政目的（教育、福祉など）と、縦軸の コストの性質別（人件費、物件費など）とのマトリックス（行列）形式で構成
- ・ 減価償却費などの現金の流出入を伴わないコストも計上

○純資産変動計算書

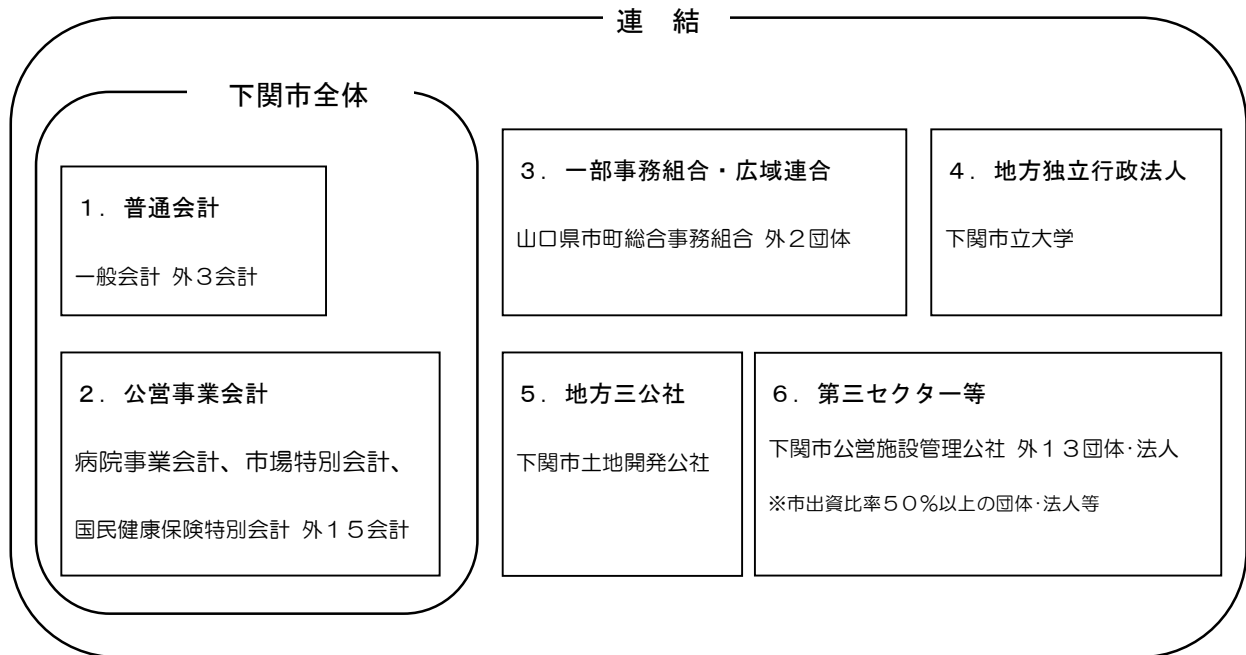
- ・ 貸借対照表の「純資産の部」に計上している各科目が、1年間でどのように変動したか、また、どのような財源や要因で増減したかを表示

○資金収支計算書

- ・ 資金収支計算書は、資金の流れを表示(基本的には、歳入・歳出決算書と同じ。)
- ・ 「1 経常的収支の部」「2 公共資産整備収支の部」「3 投資・財務的収支の部」の3つに区分し、下関市がどのような活動に資金を必要としたかを表示

○連結財務書類4表の対象の範囲

- ・連結財務書類4表は、普通会計にすべての公営事業会計をあわせた下関市全体に、関係団体や法人を一つの行政サービス主体とみなして作成



対象会計、団体は、平成23年度決算に基づくもの。

○その他

- ・本市の財務書類は、「総務省方式改訂モデル」により作成